



福岡医発第 1594 号 (地)
令和 6 年 9 月 3 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

検査料の点数の取扱いについて

令和 6 年 7 月 31 日付けで新たな検査手法を用いることが認められることとなり、今般、関連する検査料の点数を添付資料 1 のとおり取り扱う通知が厚生労働省保険局医療課から示され、令和 6 年 8 月 1 日から適用となった旨、日本医師会より連絡がありました。

本通知の内容について、日本医師会において添付資料 2 のとおり整理されておりますので、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載されますことを申し添えます。

< 添付資料 >

1. 検査料の点数の取扱いについて
(令和 6 年 7 月 31 日付け 保医発 0731 第 3 号 厚生労働省保険局医療課長)
2. 新たに保険適用が認められた検査 (日本医師会医療保険課)

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

日医発第912号（保険）
令和 6 年 8 月 23 日

都道府県医師会長 殿

日 本 医 師 会 長
松 本 吉 郎
(公印省略)

検査料の点数の取扱いについて

令和 6 年 7 月 31 日付けで新たな検査手法を用いることが認められることとなり、今般、関連する検査料の点数を添付資料 1 のとおり取り扱う通知が厚生労働省保険局医療課長から示され、令和 6 年 8 月 1 日から適用となりました。

本通知の内容について、本会において添付資料 2 のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

(添付資料)

1. 検査料の点数の取扱いについて
(令和 6 年 7 月 31 日付け 保医発 0731 第 3 号 厚生労働省保険局医療課長)
2. 新たに保険適用が認められた検査 (日本医師会医療保険課)

保医発 0731 第 3 号
令和 6 年 7 月 31 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

}

殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 4 号）を下記のとおり改正し、令和 6 年 8 月 1 日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

- 1 別添 1 の第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 1 2（38）中の「クリプトコックス抗原定性」を「クリプトコックス抗原定性、アスペルギルス I g G 抗体（ただし、慢性進行性肺アスペルギルス症と侵襲性肺アスペルギルス症の併存が疑われる患者に対して本検査を実施した場合を除く。）」に改める。
- 2 別添 1 の第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 1 2（59）の次に次を加える。
 - (60) アスペルギルス I g G 抗体は、E L I S A 法により、慢性進行性肺アスペルギルス症又はアレルギー性気管支肺アスペルギルス症が疑われる患者に対して測定した場合に、区分番号「D 0 1 2」感染症免疫学的検査の「42」（1→3）－ β －D－グルカンの所定点数 2 回分を合算した点数を準用して算定する。
なお、本検査は、関連学会の定める指針に従って実施すること。

(参考：新旧対照表)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和6年3月5日保医発 0305 第4号）の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部～第2部 (略) 第3部 検査 1～18 (略) 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～D011 (略) D012 感染症免疫学的検査 (1)～(37) (略) (38) 「42」の(1→3)－ β －D－グルカン は、発色合成基質法、比濁時間分析法又はELISA法により、深在性真菌感染症が疑われる患者に対する治療法の選択又は深在性真菌感染症に対する治療効果の判定に使用した場合に算定する。 なお、本検査を「23」のカンジダ抗原定性、同半定量、同定量、「30」のアスペルギルス抗原、「32」のD－アラビニトール、「34」のクリプトコックス抗原半定量又は「35」のクリプトコックス抗原定性、 <u>アスペルギルスIgG抗体(ただし、慢性進行性肺アスペルギルス症と侵襲性肺アスペルギルス症の併</u>	別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部～第2部 (略) 第3部 検査 1～18 (略) 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～D011 (略) D012 感染症免疫学的検査 (1)～(37) (略) (38) 「42」の(1→3)－ β －D－グルカン は、発色合成基質法、比濁時間分析法又はELISA法により、深在性真菌感染症が疑われる患者に対する治療法の選択又は深在性真菌感染症に対する治療効果の判定に使用した場合に算定する。 なお、本検査を「23」のカンジダ抗原定性、同半定量、同定量、「30」のアスペルギルス抗原、「32」のD－アラビニトール、「34」のクリプトコックス抗原半定量又は「35」のクリプトコックス抗原定性と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

<u>存が疑われる患者に対して本検査を実施した場合を除く。)</u>と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。 (39)～(59) (略) <u>(60) アスペルギルス I g G 抗体は、E L I S A法により、慢性進行性肺アスペルギルス症又はアレルギー性気管支肺アスペルギルス症が疑われる患者に対して測定した場合に、区分番号「D 0 1 2」感染症免疫学的検査の「42」(1→3)－β－D－グルカンの所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。</u> <u>なお、本検査は、関連学会の定める指針に従って実施すること。</u> D 0 1 3～D 0 2 5 (略) 第2款 (略) 第3節～第4節 (略) 第4部～第14部 (略) 第3章 (略)	(39)～(59) (略) (新設) D 0 1 3～D 0 2 5 (略) 第2款 (略) 第3節～第4節 (略) 第4部～第14部 (略) 第3章 (略)
--	--

新たに保険適用が認められた検査

令和6年7月31日 保医発 0731 第3号（令和6年8月1日適用）

No.1

測定項目	アスペルギルス I g G抗体
販売名	プラテリアアスペルギルスIgG 抗体
区分	E 3（新項目）
測定方法	E L I S A法(定量)
主な使用目的	血清中のアスペルギルス IgG 抗体の検出（アスペルギルス感染の診断の補助）
点数	D 0 1 2 感染症免疫学的検査 42（1→3）－β－D－グルカン 2回分 390 点
関連する 留意事項の 改正	※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和6年3月5日付け保医発0305第4号）の別添1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第2章（特掲診療料）を次のように改める。（変更箇所下線部） 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～D 0 1 1 （略） D 0 1 2 感染症免疫学的検査 (1)～(37) （略） (38) 「42」の(1→3)－β－D－グルカンは、発色合成基質法、比濁時間分析法又はE L I S A法により、深在性真菌感染症が疑われる患者に対する治療法の選択又は深在性真菌感染症に対する治療効果の判定に使用した場合に算定する。 なお、本検査を「23」のカンジダ抗原定性、同半定量、同定量、「30」のアスペルギルス抗原、「32」のD－アラビニトール、「34」のクリプトコックス抗原半定量又は「35」のクリプトコックス抗原定性、<u>アスペルギルス I g G 抗体(ただし、慢性進行性肺アスペルギルス症と侵襲性肺アスペルギルス症の併存が疑われる患者に対して本検査を実施した場合を除く。)</u>と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。 (39)～(59) （略） <u>(60) アスペルギルス I g G 抗体は、E L I S A法により、慢性進行性肺アスペルギルス症又はアレルギー性気管支肺アスペルギルス症が疑われる患者に対して測定した場合に、区分番号「D 0 1 2」感染症免疫学的検査の「42」（1→3）－β－D－グルカンの所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。</u> <u>なお、本検査は、関連学会の定める指針に従って実施すること。</u> D 0 1 3～D 0 2 5 （略）

（日本医師会医療保険課）